

# 同業組合と商業組合

——雑誌『商業組合』を手がかりに——

藤田貞一郎

## 目次

- 一、はじめに
- 二、政府の公式見解
- 三、卸売商・問屋資本対小売商
- 四、同業組合と商業組合の対抗
- 五、結論的覚書——研究史批判

## 一、はじめに

明治・大正・昭和前期の期間、戦前期日本の資本主義社会における産業組織に同業組合がある。明治十七年(一八八四)の農商務省の同業組合準則、同二十五年七月の京都府を初発としていくつかの府県で爾後制定される同業

組合取締規則、同三十年の重要な輸出品同業組合法、同三十三年の重要な物産同業組合法は、いずれもこの同業組合に、国家による承認と制度的基礎を与えるものであった。それぞれの規則あるいは法が想定する同業組合の位置付けには、微妙ではあるが重要な差異があるにしても、同業組合に対して日本資本主義の再生産構造における正式構成機関としての位置を与えるという点は一貫していた。<sup>1</sup> だが、拙論でもすでに指摘したように、第一次大戦の半ば以降、政府・行政機関の同業組合の位置付けは変化する。<sup>2</sup> すなわち、同業組合を構成機関としないという政策方針を選ぶ。

本稿が課題とするのは、こうした政府の同業組合否定政策のひとつ、商業組合の登場が同業組合の実体について我々に示唆する、諸事象の摘出と整理である。

本論に入る前に、先ず重要な物産同業組合法と商業組合法が、それぞれの組合の構成メンバーとその目的についてどのように規定していたかを知るために、関連する該当条文をあげておこう。

明治三十三年公布、施行の重要な物産同業組合法は左の通りである。

第一条 重要物産ノ生産、製造又ハ販売ニ関スル営業ヲ為ス者ハ同業者又ハ密接ノ関係ヲ有スル営業者相集リテ本法ニ依リ同業組合ヲ設置スルコトヲ得

第二条 同業組合ハ組合員協同一致シテ営業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的ト為ス  
昭和七年公布、施行の商業組合法は次の通りである。

第一条 商業者ハ其ノ商業ノ改良発達ヲ図ル為共同ノ施設ヲ為ス目的ヲ以テ商業組合ヲ設立スルコトヲ得、但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ商業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

前項ノ商業者ノ範囲ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 商業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 一 組合員ノ取扱商品ノ仕入、保管、運搬其ノ他組合員ノ営業ニ関スル共同施設
- 二 組合員ノ営業ニ関スル統制

三 組合員ノ営業ニ関スル指導、研究、調査其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設  
組合ハ前項ノ事業ノ外組合員ニ対シ其ハ営業ニ必要ナル資金ハ貸付、「組合員ハ為ニスル其ハ営業上ハ債務  
ハ保証」(カギカッコ部分は昭和十三年三月の中改正による一部改正部分……引用者)又ハ組合員ハ貯金ハ  
受入ヲ併セ行フコトヲ得(傍点は引用者、以下同様)

通例、同業組合はそれに關する法律の第四条が明記する強制加入、それに対し商業組合は任意加入という点で  
対称的であるとされる。が、後者に關する法律の第九条ならびに第十七条の三——この条文は昭和十三年三月の中  
改正による新設——には左のような条文が明記されて居り、形式的にはともかくも實質的には、この点に關しては  
それ程対称的であるわけではない。

第九条 営業上ノ弊害ヲ予防シ若ハ矯正スル為「又ハ商業ノ健全ナル発達ヲ図ル為」(カギカッコ部分は十三  
年三月中改正による一部改正部分)特に必要ト認ムルトキハ行政官厅ハ商業組合ハ組合員又ハ其ノ組合員ニ  
非ズシテ其ノ組合ハ地区内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ対シ其ノ組合ノ統制ニ従フベキコトヲ命スル  
コトヲ得

「第十七条ノ三 行政官厅當該商業ノ統制ヲ圖ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ前条ノ規定ニ依ル商業組合ハ

地区内ニ於テ其ノ組合ノ組合員ニ非シテ組合員タル資格ヲ有スル者ニ対シ其ノ組合ニ加入スヘキコトヲ命スルコトヲ得」(カギカッコ部分は十三年三月中改正による新設)

となると、同業組合と商業組合の相違点は、後者が前者とは異なつて、営利事業の主体たり得るだけではなく、後者に関する法律の第三条が示すごとく金融機能を営む資格を与えられでいることに、ひとつあるとして良い。十三年三月の中改正は、その方向をさらに拡げ、相違点を一層明確にしている。

それでは、右に略説した法律上の規定の相違を念頭にしながら、雑誌『商業組合』を手がかりに、同業組合の実体を商業組合との関連で浮懸にして行くことにしよう。ちなみに、『商業組合』は、商業組合の全国組織である商業組合中央会の機関誌であり、昭和十年（一九三五）十一月から同十八年十二月まで、月刊雑誌として発行された。商業組合中央会の所在地は『商業組合』創刊時は、東京市京橋区木挽町商工省内、十三年六月号からは麹町区丸ノ内一丁目商工省別館内、同年八月号からは日本橋区兜町一の八東株ビル内、同十七年五月号から八月号の間に麹町区内幸町一の一にと何度もの移動を見ている。

## 二、政府の公式見解

戦前期における中小商業行政について、当時の官僚はいかなる認識を示しているか。それを窺うために、昭和十一年六月の商業組合中央会創立総会における吉野信次の発言をみよう。これは、時の商工次官でもあった吉野の中央会会長としての挨拶の一節である。

(史料二)

商工省ハ農商務省以来小工業ニ対シマシテハ色々ト施設ヲ行ツテキテ居リマスガ、正直ニ申上ゲマスト、我々

ノ先輩ハ未ダコノ中小商業者ト云フモノニ対スル國家行政ト云フ事ニ於キマシテハ、我々ニ御手本ヲ示シテ居ナイノデアリマス。……(略)……中小工業者ニ対スル法律ハ大正十四年ニ既ニ重要輸出品工業組合法ト云フ名前ニ於テソレガ立法サレテ居リマスガ、商業組合法ハ漸ク昭和七年ニナツテ初メテ制定サレタノデアリマス。ココラハ商工省ノ我タノ係リノ者が怠慢デアツタト云フ事モ一ツノ原因デセウガ、然シ打明ケテ申上ゲマスト商業者ノ一致團結、協同ノ行為ト云フ事ハ工業者ニ較ベテ六ヶ敷イモノダ云フ考ヘ方ヲ從来ハシテ居ツタノデアリマス。……(略)……大正十四年ニハ商業組合ニ対スル法律ハ未ダ手ガ着カナクテ、昭和七年迄持越シタト云フ事情デアツタノデアリマス。(創刊号・六〇~六一ページ)

吉野は、この挨拶の別の箇所では「今迄斯ウ云フ商業ニ関シタ行政ト申セバ、貿易振興デアルトカ、保険会社、取引所ノ監督トカ、或ハ比較的最近デハ中央卸売市場ノ統制ト云ツタヤウナ種類ノモノガソノ範囲デアツタノデアリマス」とも述べ、商業組合法の制定をもつて、中小商業行政の本格的出発とする認識を示している。

なお、東京藁工品商組合は昭和六年暮頃から、準則組合を重要物産同業組合法による同業組合に改組する運動を始めたが、商工省当局が新しい組合組織法の立案中ということで、これを断念。のち、商業組合法による組合を組織した。この事実から、商工省の商業組合法立案の動きは、昭和六年頃には明確に出て来て居り、同業組合に代えて商業組合を嫡子としようとする政府の意向は、すでに関係業界の知るところとなっていたことがわかる。

それはともかく、吉野は、昭和十一年四月の第四回全国商業組合大会の講演でも、左のように述べる。

## (史料二)

「一体農商務省における産業政策と云ふものは、吾々共の以前迄は、生産者に対する行政、而も其の生産者と云ふものは大規模の大資本を持つた者で、これに対する行政に限られて居ったと言つて宜しいのであります。……（略）……だからあの工業組合法を制定する時にも、商業者の組合と云ふものに付きましても、吾々は之に対し、大いに考へたのであります。が、只今申しましたやうに、どうも適切に頭に来ないので、あの時には、商業組合法」と云ふ法律は作らなかつた。（二巻五号・四ページ）

右の講演でいう「あの工業組合法」というのは、大正十四年の重要輸出品工業組合法のことを指していることから、吉野が「挨拶」においても「講演」においても、農商務省（商工省も含めて）の政策は従来は生産者行政であり、中小商業については殆んど見るべきものではなく、このたびの商業組合法の制定をもつて中小商業行政は始まつたのだと解していることは明らかである。

それでは、ここに今始まつたとする中小商業行政の政策目標はいかなるものであつたか。先ず臨時産業合理化局小売業改善調査委員会第三回総会決議にそれを探つてみよう。

## (史料三)

小売業者ハ商業組合ト牽連関係ヲ有スル生産者竝ニ卸売業者ノ組織化ヲ促シ、之等ハ團体トハ協調ニ依ツテ統制ノ強化ヲ図ルコト（二巻九号、四九ページ）

これから、小売業者のみによる商業組合の設立が政策目標のひとつとしてあつたことがうかがわれる。従つて、例えは、次にあげる商工省商政課長本郷寿次が「商業組合法立法の趣旨」を述べるに際して「中小商業者の更生振

興策は重要国策の一に数へらる」と表現していても、単に中小商業の更生一般と理解するにとどまるのではなく、小売業者の生産者ならびに卸売業者からの自立という経済問題、生産構造上の課題が、そこにひとつひそんでいたことを読み取る必要があると思われる。

(史料四)

我が國に於ける中小商業者は永年に亘る經濟界の不況、百貨店、連鎖店、公私設市場の統出、生産者製造家の直接取引、産業組合等の新配給機関の異常なる進出或は同業者の過多、企業自体に於ける組織經營の不合理欠陥、金融の梗塞等の諸原因に依り近時著しき窮迫を告げ、為に中小商業者の更生振興策は重要国策の一に数へらるるに至つた。而して之が更生振興策の根幹を為すものは即ち茲に説明せんとする商業組合制度である。(三卷一〇号、一一ページ)

右に見る中小商業者の更生振興策の根幹としての商業組合制度という表現法は、商工事務官川上為治の「物資需給統制と商業者」(四卷八号、二二三ページ)にも見られる、或る程度常識化した見解である。だが、明治、大正、昭和前期と一貫して同業組合を主題に史実を蒐集・整理するという問題意識からすると、看過し得ない事実が雑誌『商業組合』に散見される。商工省商務課長安田元七は「商業組合制度の意義」を論じた際、「同業組合から商業組合への変遷」との見出しに統いて、こういう。

(史料五)

商業者の組織は商業組合しかないと申しますと、さうでなくして、御承知のように、同業組合と云ふものもあるのであります。(四卷一二号、一四ページ)

すなわち、「商業者の組織」として商業組合のほかに同業組合という産業組織があることを商工省は認めているわけである。

それではこの同業組合を商工省はどう位置付けていたのか。先の安田の見出しも示唆するように、これは歴史の舞台から退場すべきものであるというのが、商工省の考え方であった。当の安田は、十四年八月二十六日、京都府商業組合講習会で「時局と商業者」と題する講演を行った際、「同業組合は廃止してゆく」と明言してこう述べる。なお、この時、安田は商工省商業組合課長の任にある。

#### (史料六)

同業組合方面のいふところに依りますれば、商業組合といふものは、単に協同組合、共同的の事業をなす組合である。最近の統制経済下に於ては統制といふことが主であつて統制が百のうちで八、九割を占め、あとの一、二割は經濟事業を行ふといふことがらになつてゐるのであるから、これは商業組合といふやうな組織では出来難い、同業組合といふ組織でこれをなすべきであるといふ考へ方が、一部に存するのであります。……（略）……私共の考へ方と致しましても、商業組合といふものに付きましても、商業組合法を改正致しまして、もうしてこの、統制といふものが強度に出来得るやうな組織に致して居るのであります。（五巻九号、四一四二ページ）

同業組合側は、統制組織としては商業組合よりもより適合的だと主張しているが、商工省はそれには耳を貸さず、商業組合法を改正する措置を構じた末、商業組合を同業組合に代えて「商業者の組織」の基本とするといつているわけである。

右と同様の趣旨を、より具体かつ明確に、川上商工事務官も述べている。十五年一月十八日、大阪で開催の関西洋服商業組合関係者協議会で「同業組合は廃止する」として左のように発言する。

(史料七)

大阪に於きましたが、之も最近商工省と大阪府と折衝いたしました結果、大体同業組合を商業組合に乘換へさせて行くといふ處に至つてゐる訳でございます。……(略)……工業組合、商業組合と同業組合の関係は同業組合を段々商業組合、工業組合の方に乘換へさせて行くといふ風に現在考へて居る。……(略)……此の同業組合は強制加入制度に成つて居りまして、商業組合、工業組合よりは統制の点に就きましては、其の点に於ては多少長所を持つてゐる点もある。(六卷三号、六六一六七ページ)

右からわかるように、安田も川上も統制組織としては同業組合の機能を認めているにかかわらず、何故にこの点の改正を敢えて加えてまでも商業組合を基本とするという方向を商工省は中小商業政策の目標として選んだのかが、問題の焦点である。それを解く鍵を秘めていると思われるが、左の商工事務官小出栄一の「商業組合と同業組合との関係に就て」と題する論文である。極めて重要なので、長文引用を厭わないことにする。

(史料八)

同業組合の目的は単に営業上の弊害の矯正なる消極的機能の遂行に存し、商業組合の目的は共同施設に依る商業の改良発達なる積極的機能の発揮に存するといふ本質的差異が法律的に規定されるのである。……(略)……商業組合の組織員は商業なる配給形態に依て、横に、(ヨチ部分は原文では傍点あり。以下同様)平面的に拡がるに反し、同業組合の組織員は重要物産なる商品を枢軸として、縦に、生産より製造を経て販売に至る絶断的層

を形成する。而も商業組合にありては、同じ商業者であつても、单一業種を以て組織することを原則とし、商品或は業態（卸、小売）を異にする場合を以て例外とする。是れ商業組合法が「二種以上ノ商業者」を以て組合を設立することを「特別ノ事情アルトキ」に限定した所以である（商組法第一条第一項但書）。然るに同業組合に於ては、同一重要物産を以て貰かれる限り、其の販売形態が、問屋なると、卸売仲買なると、小売なるとを問はず、それらの縦断的組合を以て原則とするのである。……（略）……昭和十一年末の同業組合に付て見れば、商務局主管のもののみに付ては……（略）……卸売業者のみの組織する組合数は五、三であり、小売業者のみの組合は僅に六に止まるに反し、両者を合せせる組合は二四五の多きを数へるのである。同業組合に於ても數に於て最多を占むるのは米穀の組合五五であるが、其の中卸小売の合体せるものは三一を占め、卸单一のものは、七、小売单一のものに至つては僅に一組合に過ぎない状態である。工務局主管のものに付て見るも同様に单一業種たる製造業者のみの組合一四八に対し、複合組合たる製造、販売、問屋、仲買等の合体せるものは三一〇に及ぶ。これらの数字に於てわれわれは商業組合が单一業種を原則とし、同業組合が縦断的複合形態を以て原則とする法律的構成上の差異を認め得ると共に、同業組合に於ける顕著なる問屋中心的傾向を知るのである。……（略）……同業組合制度を生んだ経済情勢は、商業組合制度を生んだ新しい経済情勢に取つて代られ、同時に同業組合の機能的転換乃至後退が論議されるに至つたのである。……（略）……重要物産同業組合法が制定された明治三十三年の時代は自由主義経済の時代であった。勿論同業組合の目的は営業の弊害矯正、利益増進なる限りに於て一種の統制に属するものとはいへ、然しそれは今日の意味における産業統制とは全く其の本質を異にする。営業上の弊害とは、實に自由主義的無謀競争に発因する弊害に外ならないのであ

り、從て当初に於ける同業組合の統制は生産業者の組織する組合に於ては労働関係の統制即ち職工の争奪防止に關連して賃銀の協定となつて具現し、小売商業者の組織する組合に於ては販売価格の協定となつて具現したが、後者に付ては大正五年物価釣上の抑止の為に禁止せられるに至つたことは前述の如くであり、労働関係の統制は労働者解放の波に依り禁止せられた。右の如き同業組合の自由主義的統制は、我国資本主義が、日露戦役乃世界大戦を経験するに及んで、其の本来の意義を停止するに至つたのである。(三巻一〇号、三四七三八ページ)

同業組合と商業組合と題する拙論は、正直に云うと、実はこの小出論文を史料として世に出すためにまとめたといふべきかも知れない。同業組合のいう商業上の弊害とは自由主義的無謀競争に発因する弊害である、或いは同業組合の統制は自由主義的統制であるとする表現には、在来産業問題や問屋資本の利害状況の理解について不十分な所が露呈していく疑念を覚える。が、同業組合が縦断的複合組織であり、かつ問屋中心傾向を有する一方、商業組合は単一業種からなる横断組織であることを具体的に明示し、また、同業組合の雇傭規制機能、価格規制機能が大正期ごるまで存在したこと述べていることは、まことに重要な発言であるからである。いま改めて、その論旨をここに再説することは差し控えたい。是非、(史料八)を再読して戴きたいものである。

小出論文が指摘するように、同業組合は問屋を中心とした縦断的複合組織であった。この組織を基盤に、問屋は金融支配力をももつた資本として全国的物資の配給機構に大きな役割を演じていたのである。従つて、吉野信次が『商業組合』の二巻一号で「年頭初感」を述べる際、昭和十年中における商業組合関係事項の中特記すべき三事項のひとつに、「多年の要望であつた商工組合中央金庫が、政府当局の努力と民間當業者の熱意の反映として漸く

其の具体化を見るに至ったこと」（九ページ）を挙げているのは見逃せない。それだけではなく、また当然の発言でもあつた。同業組合を廃止して商業組合を育成するという中小商業政策の目標からする時、問屋の金融支配力を排除するために、商工組合中央金庫の設立は必要な条件整備のひとつであったことは間違いない。だから、左のようない、商工組合中央金庫が対象とするのは商業組合、工業組合、輸出組合およびそれらの連合会と政府であつて、同業組合は含まないと、その理事立石信郎が「商工組合中央金庫の概要」と題して述べることになる。

（史料九）

一般の商業銀行から借金すると云ふことは、組合の本質が未だ十分に是等金融業者に理解せられてない関係上、銀行としては非常なる警戒をしてなかなか貸し済る、或は貸すにしても所謂物的担保と云ふやうなことに重きを置いて、單に人的信用のみにては融通をしないと云ふやうなことになるし、又其の他経費が余計掛かるとか手数が余計掛ると云ふやうなことからして、「一般の商業銀行は此の組合金融と云ふことを余り喜ばない」と云ふやうな情勢の下にあり、組合の資金融通と云ふことはなかなか容易に満されなかつたのである。……（略）……そこでどうしても此の実状を考へて対人信用を以て、無担保で貸出すと云ふやうな特別な金融機関を作つて貰いたいと云ふ希望が諸所に起つて参つたのである。……（略）……昨年に至つて愈々其の気運が熟し、所謂非常時特別議会と称せられた第六十九帝国議会に關係法律案が提出致され、両院の協賛を経て生れ出たのが即ち商工組合中央金庫なのである。……（略）……此の金庫の組織は商業組合、工業組合、輸出組合及びそれ等の聯合会と、政府であつて、是が金庫に対して出資をして居るのである。……（略）……而して金庫を利用するものは原則として出資組合……（略）……であるのであつて、それ以外のものには原則としては利用をさ

せないと云ふことになつて居るのであるから……（略）……組合の中、中央金庫であると考へて戴いて差支へないと思ふ。（三巻五号、一八〇一九ページ）

すなわち、一般の商業銀行から資金の融通を受けることのできない中小商業のための金融機関という具合に商工組合中央金庫は位置付けられているのである。ここで商業組合が、問屋を中心とした縦断的複合組織たる同業組合とは異なつて、単一業種からなる横断組織であることを合わせ考えると、商工組合中央金庫の機能のひとつに、金融支配能力をもつ問屋に代つて、小売商ならびにその商業組合に金融を行う機関としての役割が想定されていたと判断して差し支えないと思われる。

### 三、卸売商・問屋資本対小売商

本節の表題はより詳しく示すならば、卸売商・問屋資本（＝同業組合）対小売商（＝商業組合）とした方が適切かも知れない。それでは、（史料八）として引用した小出論文が明確に指摘した商業組合対同業組合の関係が、小売商対卸売商・問屋資本という図式で把握できることを示す、具体的事實を『商業組合』の記事の中に探つてみるとよろう。

#### （史料一〇）金沢履物小売商業組合

本組合設立の効果を見るに、かくの如く組合に於て商品を共同に大量的仕入をなすため、生産者または産地、問屋より直接に廉価に仕入れることが出来、現に板草履のごときは從来产地と本市との間に介在してゐたプロト

かい、階級を飛びこえ、直接仕入をなす結果、仕入が甚だしく合理化され、従来に比して約二割の仕入原価を低減することが出来、その他の商品にあっても一般に仕入原価の低減が実現せられてゐる。(一巻二号、四一ページ)

(史料一二) 東京北豊島薬粧商業組合

私共の組合の創立当時即ち昭和八年頃に於きましたは、私共仕入に対して問屋の方面に話を持込んで見たのであります。中々私共の考へるやうに商業組合を理解してくれなかつたのであります。又問屋に於ては表面は断らなかつたのであります。中には強敵が現はれたやうに思つたのもあり、中には頭からみくびいたのもありました。(一巻八号、八五ページ)

(史料一二) 名古屋洋服組合

商業組合が出来てない前は当地のブローカーが組合員に供給しておつたのであります。茲に商業組合が出来まして直接各問屋と取引することになり、中間の手数料を省くことになったのであります。(一巻九号、八五ページ)

(史料一三) 名古屋運動員商組合

名古屋の運動具は卸・小売が合体しておるので、直接製造家から商業組合に仕入れたいのであります。が、卸・小売の方から睨まれるので、色々協調の途を講じ現在では至極円満に行つております。(一巻九号、八九ページ)

(史料一四) 北陸のある都市の卸・小売兼業商の話

なに小売商といふのは、吾々が金を出してやらいで居るやうなものだ、ぐづく言ふなら金を返せと言へばそ

れ切りの話だ。二三年前にさういふ苦情があつたけれどもそれだけで治まつた。」これは卸屋が小売を結局金で縛つて居る、かういつて差支ないのではないかと思ひます。(三巻三号、八ページ)

(史料一五) 世田ヶ谷区酒類商業組合

組合員の中には金融的に相当気の毒な者が多い。其は、本店又は問屋に取引上の負債があるので……(略)……之等組合員の負債を整理することは現在の酒類商業組合に課せられた一大事業である。(三巻四号、一〇五ページ)

(史料一六) 滋賀県自転車商業組合

非組合員又は非組合員と取引ある卸商と取引中止勵行。(三巻五号、七九ページ)

(史料一七) 富山米穀小売商業組合

既設の米穀類商業組合に於て其の組合員中に卸売と小売商とが包含されてゐるがため組合事業が円満に行かぬと云ふ通弊……(略)……從来富山市には米穀の卸及小売商を包含する同業組合が存在してゐたのであるが、全く有名無実化し、何等組合としての統制なく同業者相対立して業者間の競争猛烈を極め、其の間産業組合の進出物凄いものがあつたので、此の外敵に当り一面内部競争の弊を避くるには商業組合を設立するより外に方法はない。(三巻一〇号、四七ページ)

(史料一八) 秦野米穀木炭組合

商組設立に卸商反対。……(略)……これ(小売商の任意団体による共同仕入のこと、引用者注)をやられては我々(卸商のこと、引用者注)の商売はあがつたりであるといふので、悪口憎言だけならまだしも手をかへ

品をかへて非常な圧迫をして來たのである。従来永い間これらの卸商と取引関係を結んで、金融を受けて來た業者としてはこの圧迫ほど手痛いものはない。……(略)……商業組合になつて既定方針通り事業を開始してからは、今まで盛んに圧迫してゐた卸商も漸く銭を收めて次第に融和して來た。(四巻二号、九六・九七ページ)

(史料一九) 大阪における米穀小売商業組合

大阪に於きましても豊南米穀小売商業組合が認可になりますと直ぐ後に大阪米穀問屋組合と云ふものが出来て居ります。問屋が盛んに商業組合を設立して居ります。さうして米穀の小売屋が小売商業組合を開かうとして色々策動しました時に一番邪魔になつたのは此の米穀問屋組合であつたのでありました。(四巻二号、一〇四ページ)

(史料二〇) 大正区穀物小売商業組合

問屋さんの圧迫も今は思ひ出の「づ。……(略)……問屋と小売人の聯盟である大阪正米聯盟、大阪穀物商同業組合、問屋の団体である米穀会の三つが一緒になつて、既設の商業組合には出来るだけ事業の縮少を要求し、今後新設する組合は絶対組織させないといふ高圧的態度に出るといふ有様であった。(四巻四号、一〇〇ページ)

(史料二一) 鶴岡肥料商業組合

小売業者も小さいながら商業組合のお蔭で卸業者と対等にやつて行けるようになつた。(四巻六号、一〇六ページ)

## (史料二二) 青森海産物移出商業組合

商業組合が出来て見ると、今まで問屋方面から鬼角押され、勝ちであつた状態をスッカリ盛返し、移出業者全体の信用を増したことは事実である。(四巻七号、八三ページ)

## (史料二三) 全国米穀商組協議会

……(略) ……産業組合の白米小売進出問題等を議題として協議したがこれを機会に卸、小売別々に全国米穀商業組合聯盟を結成し、全国米穀商の強力な大団結を図ることに決定した。(四巻一〇号、六九ページ)  
 以上、(史料一〇)から(史料二三)まで、いさぎか煩雜に過ぎる恐れをも顧みず、雑誌『商業組合』に筆者が見出し得た事例をあげた。<sup>7</sup>これら的事例から明らかに読み取れることは、商業組合が小売商の卸売商・問屋資本から自立する際の重要な挺子となっているという事実である。この点で、商業組合は同業組合とはその社会経済的機能を全く異にしていたことが、ここでも確認できる。商業組合中央会主事稲川宮雄もこう表現している。

## (史料二四)

商業組合が或は百貨店の進出に備へ、或は出荷地問屋と提携しうる所以は、要するに商業組合が出資團体として積極的に活動しうる実力を具へてゐるからであつて、この点に於て従来の同業組合、準則組合、任意組合等とは頗るその趣を異にすることを強調せねばならぬ。(一巻二号、五五ページ)

ところで、先にあげた(史料一九)また次にあげる(史料二五)も示すように、商業組合は小売商のそれにのみ限られるのではない。卸売商や問屋の商業組合もまた存在する。だけではなく、その数は相当な数にのぼる。これは、商業組合法の条文からいつても、その設立を禁じているわけではないのだから、当然である。

(史料二五) 大阪府下商業組合の現況

非常に卸の組合が多いのであります。八十六の中四十六も卸商の組合がありますが、これは大阪の商業組合の特徴であります。これは東京の方が消費都市であるのに對し、大阪がどちらかと言ふと生産都市であります。此處で生産しました物を地方へ移出するといふ商業者が非常に多いところから來てゐる原因であると思ふのであります。(三巻一号、一〇九ページ)

しかし、商業組合は本来は小売商の自立にとって最も適合的な組合であったということを、見逃してはならない。なぜなら、日本資本主義発達史における近代商業資本としての小売商業資本の自立という重要な歴史的事実はここにおいて初めて確認されるからである。

京都帝国大学教授谷口吉彦も、「商店街商業組合の発展性」と題する論文の中で、商業組合運動は小売商の中から始まつたことを確認する。

(史料二六)

元来この商業組合に対する当業者の要望は、最初は小売業者の間から叫ばれたものであり、從つてそれは「小売商業組合法」の制定に対する要求であり、而かも實質は「商店街商業組合」の制定を要求するものであつた。

(三巻三号、五ページ)

なお、この小売業者からする小売商業組合法制定の要望陳情が政府に行なわれたのは、谷口も右の論文で中村金治郎の叙述に基づき指摘するところであるが、昭和四年三月のことであつた。

商業組合法が小売商の自立にとつて適合的であるということは、早稲田大学教授小林行昌もこれを認め、左のよ

うに述べる。

(史料二七)

中央会の方にも一寸其話をしましたが——元來が小売商が更生する為に、此法案が出来たと見て居る。同時に其法案の内容を見まして、共同仕入或は保管、輸送、調査研究其他金融、無論是等のものは問屋に於ても必要ではありますけれど、最も小売商が利益を得るもので、調査研究などにしましても大きな問屋なら勝手に自分でも出来る。小さな小売などは調査研究など思ひも寄らぬ。金融にしましても大きな問屋は銀行からでも、信用組合からでも借りられる。小さい商人は信用組合さへも利用出来ず、銀行は無論駄目、已むを得ず無尽とか高利貸の門を叩かなければならぬ。さう云ふのは小売商店に多いのであります。保管にしても輸送にしてもさうであります、此商業組合の営業項目を見ましても、是は立法者でないから分りませぬが、小売を目標にしたものであると私は思ひます(二巻九号、六〇七ページ)。

右は、商業組合中央会の商業組合問題研究会における講演「小売商の更生と商業組合」の一節である。この講演の後段で小林は、現実に設立された商業組合において「千余りの中純粹の小売に属するものは三百十六、卸若くは卸小売兼業は七百余」と述べ、問屋組合の数が多いことに驚きを示しているが、(史料二七)による指摘は極めて重要である。先にすでに引用した(史料一九)・(史料二五)も示すように卸商あるいは問屋の組合も設立されており、かつその数も多かったことは事実であるが、ここで問題とすべきことは、本来小売商に、より適合的である商業組合が、何故卸商あるいは問屋においても設立されたかということであろう。問屋資本に適合的な産業組織として同業組合がすでにあつただけに、この点は十分に意識して問題設定がされねばならないところである。

今後、個別具体的な事例についての研究、調査を行なう必要があるが、本稿の時点では、小売資本の自立化をもたらす小売商業組合の成立を眼前にして、これが対抗上、卸商あるいは問屋の商業組合が設立されたと判断しておきたい。

#### 四、同業組合と商業組合の対抗

商業組合に結集した業者は、その発展を希求し、政府に対し、同業組合に対する一定の施策を要求する。第三回全国商業組合大会の建議書に左の項目がある。

##### (史料二八)

一、一定ノ資格ヲ具備スル商業者ハ商業組合ニ強制加入ヲ認メラルル様法令ノ改正ヲ望ム

一、商工業関係組合法制ノ整理統一ヲ至急実現セラレ度（創刊号、八〇、八二ページ）

第四回全国商業組合大会の建議書にもまた、左のような項目がある。

##### (史料二九)

一、商業組合及同業組合ノ二重取締ヲ排シ相互関係ノ調整ヲ図ラレ度シ

一、商店街商業組合又ハ地区商業組合ノ設立ヲ容易ナラシメ之ヲ強制加入制トシ且商店街商業組合トシテ適切ナル事業ヲ為シ得ル様法律ヲ改正セラレ度シ

一、一定ノ資格ヲ具備スルモノハ商業組合に強制加入ヲ認メラルル様法令ヲ改正セラレ度シ（二巻五号、九二

(九二二ページ)

右のような、商業組合からする政府への要求運動に対して、同業組合もその存在を確保すべく、対抗措置をとる。たとえば、昭和十三年三月二十九日公布されることになる、商業組合法中改正法律案を審議する第七十三議会の衆議院で、民政党的原玉重は同業組合の立場から、吉野商相に質問して云う。

(史料三〇)

商業組合法の改正は組合員に全然出資をせなくとも宜いとか、又は統制を為さしむるとか或は強制加入権をも与へると云ふやうな点で殆ど重要物産同業組合と何等變ることのないものを、茲に御作りになるやうな風に見えるのであります。……(略)……自分の組合内の統制を図るとか、製品の検査をなすとか云ふやうな方面に付きましては重要物産同業組合法と云ふものがありますから此方面に一切を任せて、之に依つてやって行くのが一番適当ではないかと思ふのであります。……(略)……重要物産同業組合に対しても、先妻の子供みたやうに、一向何等の考慮を払はれない、最近出来た後妻の方の、自分の手で作った商業組合、工業組合に付ては色々に助成をし、法律を改正し、其発達を期せらるやうな風にせられる。(四卷三号、八二二ページ)

このように、同業組合側は議会における法案審議に際しても、その立場を主張し、その存続を策す。その抵抗も空しく、中改正法律案は、商業組合側のほぼ満足し得る形で、議会を通過、成立する。しかし、若干、商業組合中央会の要求するところを満足せしめない点があつた。従つて、すでに隠を得てまた蜀を望むの譬のことく、時代に竿さす商業組合は、いささかの不満をも隠さない。

(史料三一)

吾人は……（略）……何故に当局が中央会案を採用せずに、同業組合方面をして、強て反対的態度を取らしむる如き任意設立強制加入制を採用せられたるかを怪しむものである。（四巻四号、二三三ページ）

右は、商業組合法改正実行委員長長谷川龜蔵の「改正商業組合法の実施に対する要望」と題する主張の一節であるが、同業組合も商業組合も戦前期日本においてひとしく国法上のより所を有する國家公認の産業組織である以上、法律上の規定をめぐって、両者の利害が先鋭化するのは、けだし理の当然であった。

## 五、結論的覚書——研究史批判

表一が示すように、商工省主管に限つてみても、同業組合は、大正期いや減少傾向を示すとは言え昭和期に入つても、これが設立を見ているのであって、従来の研究史のように、これを無視することは許されない。工業組合と商業組合は、この同業組合に代る産業組織として、政府の手厚い保護を得て、急速にその数を増していくのである。

なお、同業組合に代る産業組織のひとつとして登場する商業組合が、どのような業種について設立されたかを知るために、表二をあげておこう。

すでに述べたように、商業組合は本来は小売商の自立に適合的な組合組織であり、また小売商自らもそう理解していた。が、戦時統制経済の深まりは、否応なしに、その機能に対しても変化を迫る。京都四条繁栄商業組合理事長木村安次郎は「小売商の発展の方向」を語り、昭和十五年にこう記す。

(出典)『全國同業組合大會報告書』(四卷二号)。字のみ「商業組合」	年次	表一 重要物産同業組合・工業組合・商業組合設立認可数									
		明治三〇年	明治三四年	大正四年	大正五年	大正六年	昭和一年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
二三年一月末	計	一一〇	九八七六年五年四年二年三年二年二年二年二年	一一〇	五四年二年二年二年二年二年二年二年	一一〇	五年四年四年四年四年四年四年四年四年	一一〇	四年四年四年四年四年四年四年四年四年	一一〇	三年四年四年四年四年四年四年四年四年
二四年一月末	八	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
二四年一月末の数	二	二一三七〇	五四五一八四〇六九三	二	三八六九四	三五五	三三三	三二二	三一三	三〇〇	三三五
二四年一月末の数	九	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
二四年一月末の数	一	八四九	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
二四年一月末の数	八	八四八	四七四五四三三三	八〇〇	二五三三三	四五四	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
二四年一月末の数	九	九二九	七七〇	五五九八五	九二九	五五九八五	九二九	九二九	九二九	九二九	九二九

(出典)『商業組合』(三卷六号)	表二 商業組合業種別設立狀況 (昭和二二年五月末現在)											
	米穀類	豆類	蔬果類	肉類	藻類	飲料類	調味類	腐乳類	穀物類	菜類	介蘭類	其他類
計	古車	電度	葉履	小文	織	ガ陶	セ石	木燃	肥そ氷牛	菓清酒	鳥魚	豆蔬
種類	輶	氣量	品間	房物	ラ表	磁表メ	材	子涼	類	獸介	類	物
他	機械	化	衡	物	被	ス器	藻	巴	調	腐	果	品
物	機械	化	物	玩	被	斯器	工	ト	竹	肉	藻	販
物	機械	化	物	洋	具	服器	工	ト	竹	飲	味	賣
品	機械	化	物	洋	具	服器	漆	類	瓦	材料	料品	類
品	機械	化	物	洋	具	服器	漆	類	瓦	材料	料品	類
類	機械	化	物	洋	具	服器	漆	類	瓦	材料	料品	類
類	機械	化	物	洋	具	服器	漆	類	瓦	材料	料品	類
器具	機械	化	物	洋	具	服器	漆	類	瓦	材料	料品	類
一	一〇	八一六	三一二五一	一八一	一一	二四三三	三四三	二八	一七二	二六六	二三三	二六六
四三二	七三六	五〇九〇九	六九八	四五一	三四三	二八	二二	二一	二一六	三一六	三一六	三一六
会	織	ガ陶	清酒	魚米	そ商	浴	写	旅	運	旅	その他の業種	二
計	輶	物	ラ表	磁表メ	連	計	雜	計	クリー	輸	の	二
機	機	被	斯器	藻	穀	の	店	の	ニ	輸	業館	二
械	械	被	斯器	工	工	種	種	の	ン	場	真	二
器	器	被	斯器	竹	竹	他	街	他	グ	場	業	二
類	類	類	類	類	類	商	業	商	ラ	業	館	二
類	類	類	類	類	類	一	一	一	一	一	一	一
類	類	類	類	類	類	四	三	四	六	三	七	一
類	類	類	類	類	類	六	五	六	四	五	六	一
類	類	類	類	類	類	七	六	七	六	七	六	一

## (史料三三)

商業組合ははじめ中小業者を改良発達させる目的が第一でありましたが、今日の場合は物資配給の使命を完全にはたすための唯一の組織とされて居ります。(六巻四号、四五ページ)

商業組合中央会北海道支部長岩崎国治郎は「地区商業組合を中心とする商業組合制度の整備拡充に就て」と題する小論の中で、より明確に表現している。

## (史料三三)

昭和八年商業組合の出来た當時と違ひ中間空費を省くに卸商業を排除する事は出来ない。其れは云ふ迄なく現在の国内は全機能が「共存共榮」に生きねばならぬ。小売の商業組合が卸と仲よく「共存共榮」で進まうとする時小売商業組合は其機能の活用より外に道がない筈。私は昭和八年商業組合法の出来た當時農村の小売業者、対産業組合の為に出来た法と絶叫した。否今尚農村小売業者の為に出来たと信じて居る。(六巻五号、五一ページ)

これまでにも、僅かではあるが、商業組合法の制定と商業組合の成立について、その社会経済的背景について究明した研究がすでにある。白鬚武『現代日本の流通問題』(白桃書房、一九七四年)の第一章流通政策の展開はそのひとつであるが、しかし、左に引用するような理解にとどまっており、本稿が指摘した小売商(=商業組合)に対する卸売商・問屋資本(=同業組合)という商業史上の重要な論点がさらに潜んでいることに気附いていない。

大戦勃発以降における日本の産業の飛躍的発展にともなう資本集中化の傾向は、流通過程に機能する小売商業にもあらわれ、これは、大正末期から昭和初期にかけての百貨店のいちじるしい発達というかたちをとり、こ

ここに必然的に百貨店対一般小売商の抗争問題を発生させ、また、独占的大産業資本の流通過程への進出、さらに販売機関の設立による商人排除傾向の進展によって、中小商業者の窮屈化が問題となつたのであるが、この窮屈化は、昭和金融恐慌からいつそう深刻となつた。かくて、中小商業者を孤立分散させ、激烈な競争下に放置しておくことの欠陥がようやく認識されるとともに、流通過程の組織化をめざして、ここにたんなる中小商業者自身の側からする専門店会等の自主的救済策をこえた政府による積極的な統制が要請されることとなり、ここに、商業組合法が公布されることになった。（四六ページ）

当時における中小商業者の窮屈と商業組合法の制定に影響を与えたものに、産業組合の動きがあつた。（四七ページ）

鈴木安昭『昭和初期の小売商問題』（日本経済新聞社、一九八〇年）は、その第十一章の表題は「同業組合・商業組合」であり、本稿の問題意識に一見極めて類似している。が、一読すると、鈴木も白髪とさして変らぬ問題意識と理解にとどまっていることがわかる。鈴木にはこの章の冒頭部分に「小売業者の水平的組織化に関する法令上の規定にのつとつて制度化されたものには、同業組合があり、昭和七年からは商業組合が付加された」（二〇一ページ）とする表現があり、同業組合と商業組合の社会経済的機能のちがいがほとんど理解できていない。従つて、商業組合法案が昭和六年の議会に提出される形勢にあつたとき、これに同業組合が反対運動を試みたとの史実をあげることがあつても、その理由を、稻川宮雄の『商業組合の理論と実際』の記述の一部をそのまま引用して、強制加入権を有し、同業者間に支配的統制権を有すると自任する同業組合の、その危機感にあつたとするにとどまり（一一〇ページ）、「同業者間に支配的統制権を有すると自任せる同業組合」という稻川の表現における、その「支

配的統制権」の内容を解明する意欲は持ち合っていない。かかる問題意識上の限界を生み出したもの、それは、鈴木の著書の副題が語るように「百貨店と中小商店の角逐」という伝統的問題意識を越えることがなかつたという点に求められるようである。それがまた、鈴木をして第十一章の資料に雑誌『商業組合』を利用せしめなかつたのであるうと思われる。

白髭も鈴木も依拠しなかつた雑誌『商業組合』を駆使した、最近の注目すべき論文に石原武政「商店街の組織化——戦前の商店街商業組合を中心として——」<sup>9</sup>がある。これは、異業種店舗の集合としての商店街の形式と商業組合の関係を明らかにしようとした論文であり、戦時統制経済の展開が商店街商業組合の成長を中断せしめたとしそのことが、「戦後にいたつても、業種別組合を主流とした中小企業等協同組合法（一九四九年）につながり、ほぼ一貫してボランタリー・チャーンの推進、連鎖化事業の推進といった政策への敷石となつた」と結論付ける。ところで、この論文の難点は、商業組合法が卸・問屋と小売あるいは生産者をして、それぞれ別個に組合を組織せしめる可能性を与えているということについての配慮のないことになり、総じて同業組合法、工業組合法に関する知識と関心が余り見受けられぬ点にある。こうした難点が、左のような歴史事実にそぐわない表現を生み出したと思われる。

重要物産同業組合や工業組合といった他の分野での組合結成が、この気運（統制經濟の氣運……引用者注）をさらに盛り上げたことはいうまでもない。

石原と同様に商店街組織に関心を有しながら、これを同業組合との関係で究明しようとしているのが、吉田裕之「同業組合の形骸化と商店街組織の確立」である。<sup>10</sup>

同業組合と商業組合という表題のもと、事実関係の整理を行なつてきた我々が、ここでどうしても考えねばならぬのはボランタリー・チャーン成立の前提条件である。通例、ボランタリー・チャーンとは左のようなものを指すようである。

ボランタリー・チャーンはチャーン・ストア経営組織を武器とする大規模小売企業による圧迫に対抗して、独立自营商が自己防衛のために、自己の独立性を維持しながら、相互にチャーンを組織して、本部をつくり、集中仕入や広告宣伝などの共同活動を開拓する共同經營形態である。そして、その本部機構の性格によって、たつに大きくわけられる。

このふたつとは、佐藤によれば、「卸商が主宰するボランタリー・チャーン」と「小売商が共同組合をつくってみずから主宰するコープラティブ・チャーン」だといふ。ここで考えなければならぬことは、佐藤を含めて従来の研究史にはボランタリー・チャーンの静態的形態分類学はあっても、小売商が卸・問屋資本から自立して独立自营商として、自己防衛のために自己の独立性を維持しながら、小売商が相互にチャーンを組織するに至る歴史的発展過程についての動態的研究・問題意識が欠除している点である。

最近、野原敏雄は工業組合を対象としてあるが、同業組合の問屋商人支配と、これに代る工業組合が問屋商人金融を排し組合金融を導入したことなどを指摘した好論文を発表している。<sup>12</sup>

我々もまた、卸売商・問屋資本主導の同業組合に対する小売商の商業組合という産業組織の対抗関係を、戦前期日本資本主義の展開過程における重要な一齣としてここに確認してよいのではなかろうか。

## (注)

- 1 たとえば、斎藤修「明治後期の府県勧業政策——予備的観察——」(一橋大学『経済研究』三五巻三号、一九八四年)の地方勧業政策における國庫補助金の受け皿としての同業組合制度の確立の指摘。
- 2 さし当り、拙稿『近代日本同業組合史論序説』——国連大学、人間と社会の開発プログラム研究報告——国際連合大学、一九八一年。
- 3 たとえば、片桐秀一『全國（商工）同業組合大会記念誌』(同大会、一九三五年)。
- 4 ただし、この十二月号は、筆者未見。十九年一月からは商工組合中央会による『商工組合』が発行されていることから、本文のように推定することが許されると思う。なお、『商工組合』創刊号は一月二月合併号となつていて、月刊の計画であり、発行所在地は、『商業組合』終刊時点の商業組合中央会のそれと同じで、東京都麹町区内幸町一の一である。
- 5 同年の五月・六月・七月号は未見のため、これは推定。
- 6 『商業組合』二巻一号。八〇~八一ページ。
- 7 本稿執筆に当つて、入手利用できなかつた巻号は左の通りである。四巻一号、五巻一号、二号、三号、四号、五号、七号、一一号、一二号、六巻八号、九号、一〇号、一一号、一二号、七巻一号、二号、三号、四号、五号、六号、七号、九号、一一号、一二号、八巻一号、二号、五号、六号、七号、九号、一〇号、一一号、九巻三号、四号、五号、六号、七号、八号、一二号。
- 8 中村金治郎「商店街商業組合と諸問題」(『商業組合』二巻一号、一九三六年)。
- 9 上・下にわかれ、上は大阪市立大学商学部経営研究会『経営研究』三五巻六号(一九八五年)、下は『経営研究』三六巻一号(一九八五年)。
- 10 右論文「上」六ページ。
- 11 『社会科学』三五(同志社大学人文科学研究所、一九八五年)所収。
- 12 佐藤肇『流通産業革命 近代商業百年に学ぶ』(有斐閣、一九七一年)一〇九ページ。
- 13 『中小工業と協同組合——陶磁器工業を一例として——』『中小企業研究』四(中京大学商学部附属中小企業研究所、一九八三年)。

(一九八五年九月八日)